

事務決裁規程

平成24年3月5日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三重電業協会（以下「協会」という。）において処理する事務決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長又は専務理事が、その権限に属する事務処理について、意思決定することをいう。
- (2) 専決 会長及び専務理事の権限に属する事務を常時会長及び専務理事に代わって、決裁することをいう。
- (3) 代決 前2号の決裁をすることができる者（以下「決裁権者」という。）が、出張・病気その他の理由により決裁することができない場合において、一時決裁権者に代わって決裁することをいう。

(決裁)

第3条 会長又は専務理事の決裁事項は、別表のとおりとする。

(専決)

第4条 専務理事又は事務局長は、別表の専務理事専決事項、事務局長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

(専決権の留保)

第5条 専務理事又は事務局長は、次の各号の一に該当するときは、前条の規程にかかわらず会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められる事項
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められる事項
- (3) 事案に疑義があり、又は現に紛議が生じ、若しくは生じる恐れがあると認められる事項
- (4) 会長が別段の指示をした事項

(代 決)

第6条 決裁権者が、出張、病気その他の理由により決裁することができない場合に代決することができる。

会長の代決権者は、専務理事とする。専務理事の代決権者は事務局長とする。

(代決権の留保)

第7条 次の各号の一に該当するときは、前条の規程にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ、処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

- (1) 事案の内容が重要若しくは、異例であると認められる事項又は、重要な先例になるものと認められる事項
- (2) 事案に疑義があり、又は現に紛議が生じ、若しくは生じる恐れがあると認められる事項
- (3) 事案の重要度及び緊急度を考慮して、緊急に実施する必要がないと認められる事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、代決することが適当でないとして認められる事項

(報告又は後閲)

第8条 事務の代決を行った者は、代決した事項について必要であると認めるときは速やかに決裁権者にその旨を報告し、又は自ら後閲に供し、若しくは当該文書の起案者に対し後閲に供するよう指示しなければならない。ただし、あらかじめ決裁権者から報告又は後閲を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

会 長 決裁事項	専務理事・事務局長 専決事項
<p>1. 規程の制定改廃に関する事項</p> <p>2. 職員の任免に関する事</p> <p>3. その他重要と認める事項に関する事</p>	<p>1. 時間外勤務及び休日勤務に関する事</p> <p>2. 職員の有給休暇の承認に関する事</p> <p>3. 事務事業の実施計画に関する事</p> <p>4. 事業計画・予算書の作成に関する事</p> <p>5. 協会印・会長印及び銀行印の保管・使用管理に関する事</p> <p>6. 現金、預貯金及び有価証券の管理及び預貯金の払戻に関する事</p> <p>7. その他定例的な事務遂行に関する事</p>